

年金制度及び年金業務の概要について

- 年金制度の仕組み ----- 1
- 国民年金の被保険者について ----- 2
- 現行の公的年金制度における資金の流れとその役割 ----- 3
- 現行年金制度体系の考え方 ----- 4
- 国民年金の被保険者数の推移 ----- 6
- 第1号被保険者の就業状況・所得水準等 ----- 7
- 国民年金保険料について ----- 8
- 国民年金保険料免除・納付猶予制度等の概要 ----- 10
- 国民年金保険料の後納制度について ----- 12
- 平成24年度の納付状況等について ----- 13
- 収納対策のスキーム ----- 16
- 国民年金保険料未納者に対する対応 ----- 17
- 年金業務の実施体制 ----- 18
- 日本年金機構の組織 ----- 19
- 国民年金の適用・徴収・年金給付業務フロー ----- 20
- 厚生年金等の適用・徴収・年金給付業務フロー ----- 23
- 厚生年金等の適用・徴収の状況 ----- 24
- ライフステージと年金 ----- 25

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、厚生年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は平成25年3月)

(職域加算部分)	
厚生年金保険 [加入員数 3,472万人]	共済年金 [加入員数 441万人]
国民年金(基礎年金)	
[第2号被保険者の 被扶養配偶者] [自営業者等] [民間サラリーマン] [公務員等]	
960万人	1,864万人
[第3号被保険者] [第1号被保険者] [第2号被保険者等]	
6,737万人	

※1 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のこと(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。
 ※2 共済組合の加入員数は平成24年3月末現在。

国民年金の被保険者について

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月現在 月15,040円 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 ※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年9月現在 17.120% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

現行の公的年金制度における資金の流れとその役割

国民

○公的年金加入者数(24年度末) 6,737万人

- 第1号被保険者 1,864万人
- 第2号被保険者 3,913万人
- 第3号被保険者 960万人

○受給権者数(23年度末) 3,867万人

- ・老齢基礎年金 (23年度)
平均額:月5.5万円
- ・老齢厚生年金
1人あたり平均額:月16.1万円
(基礎年金を含む)

保険料

33.7兆円(平成25年度予算ベース)

国民年金保険料:15,040円(H25.4~)

厚生年金保険料率:16.766%(H24.9~)(労使折半)
Ex)標準報酬月額が40万円であれば、33,532円
(=40万円×16.766%×1/2)を、本人が月々負担。

年金給付

51.9兆円(平成25年度予算ベース)

参考)国の一般歳出
54.0兆円(平成25年度予算ベース)

年金制度

- 国民年金
- 厚生年金
- 共済年金

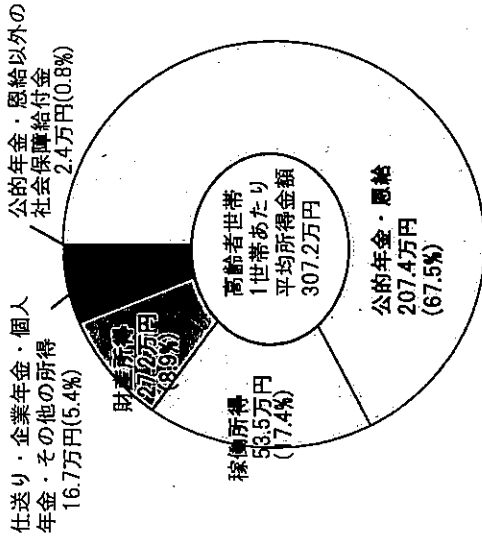
年金積立金資産額
(平成23年度末)
167.9兆円
(時価ベース)

国等

年金への
国庫負担

11.5兆円
(平成25年度
予算ベース)

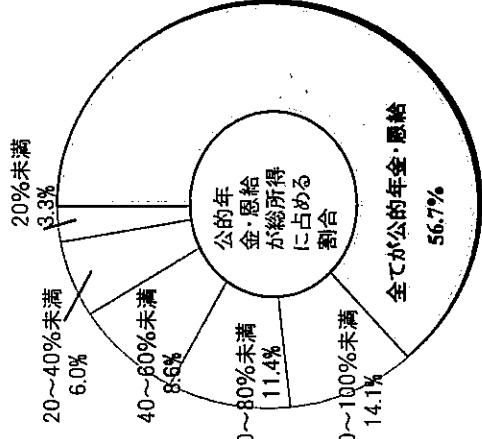
年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成23年国民生活基礎調査(厚生労働省)

(注)数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

年金の役割



(資料)平成23年国民生活基礎調査(厚生労働省)

地域経済を支える役割(家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得上位7県)

都道府県名(高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
高知県(29.0%)	18.2%	21.2%
島根県(29.1%)	18.1%	24.9%
鳥取県(26.4%)	17.0%	20.6%
山口県(28.2%)	16.4%	24.0%
富山県(26.4%)	16.3%	22.3%
愛媛県(26.9%)	16.2%	22.2%
長崎県(26.2%)	16.0%	22.4%

高齢化率:総務省「人口統計」(平成23年)

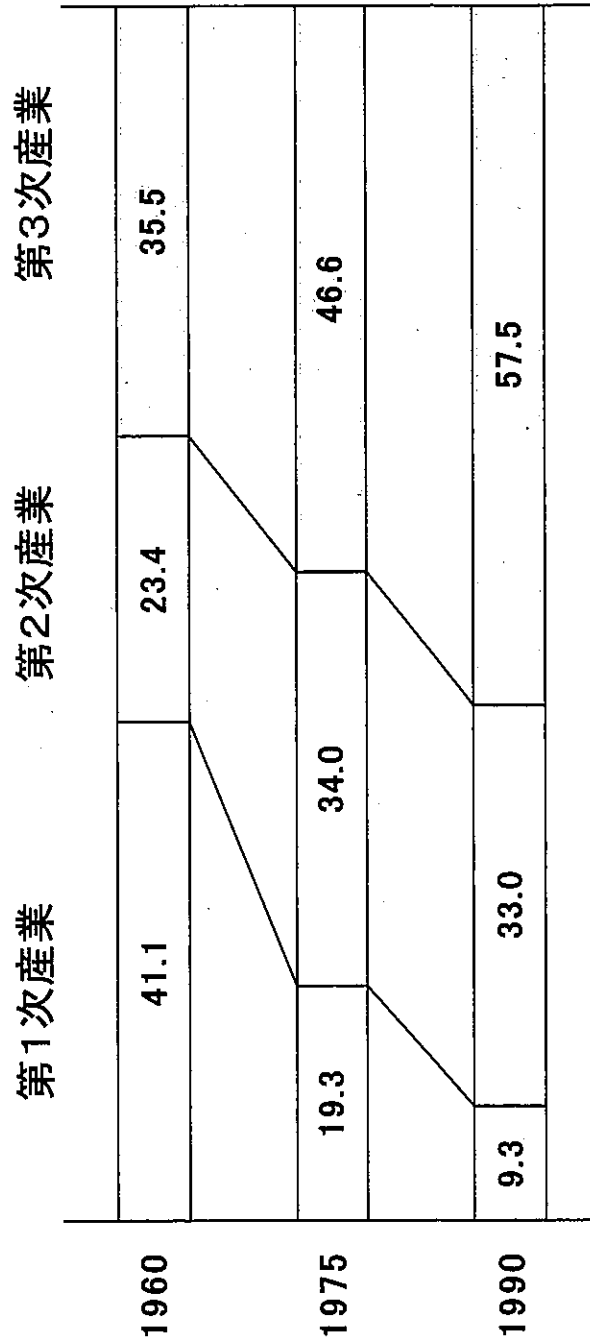
都道府県別年金総額:厚生労働省年金局「年金調査報告書」(平成21年度)
県民所得・家計最終消費支出:内閣府「県民経済計算」(平成21年度)

現行年金制度体系の考え方

〈基礎年金導入の背景〉

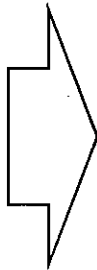
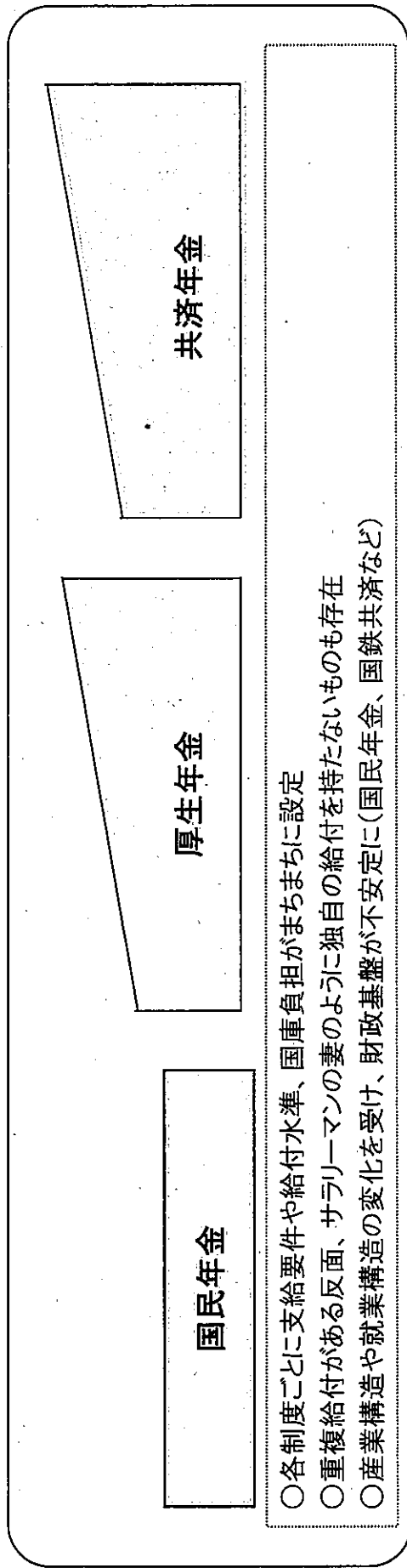
- 高度経済成長期における産業構造・就業構造の変化
 - 特定の職業や産業だけを対象とする年金制度は、産業の栄枯盛衰の影響を受けやすく、不安定

就業人口割合の推移

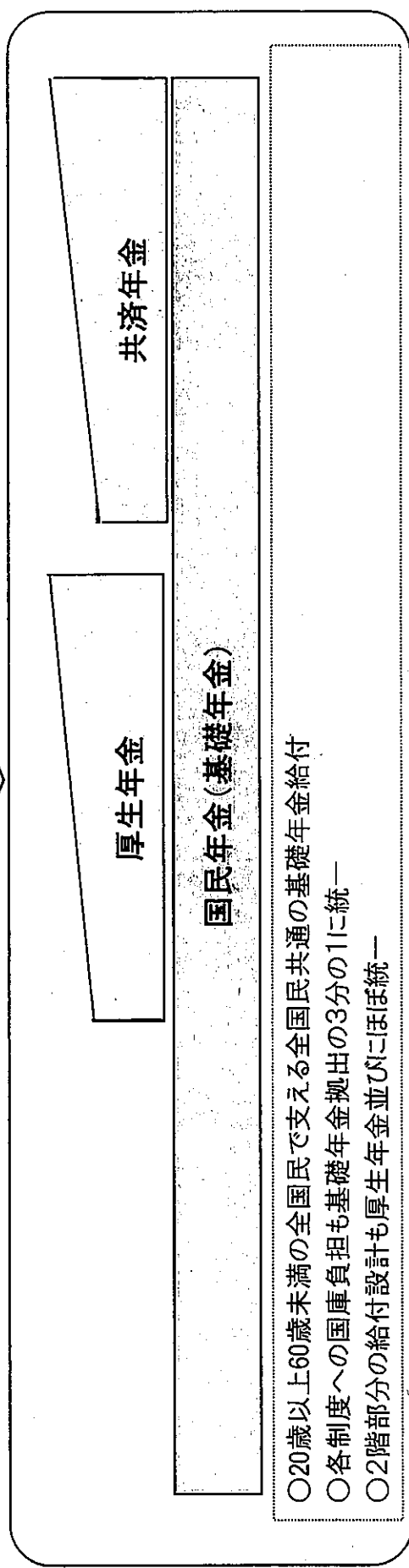


昭和60年の年金制度改革 ～基礎年金の導入～

【昭和60年改正前】

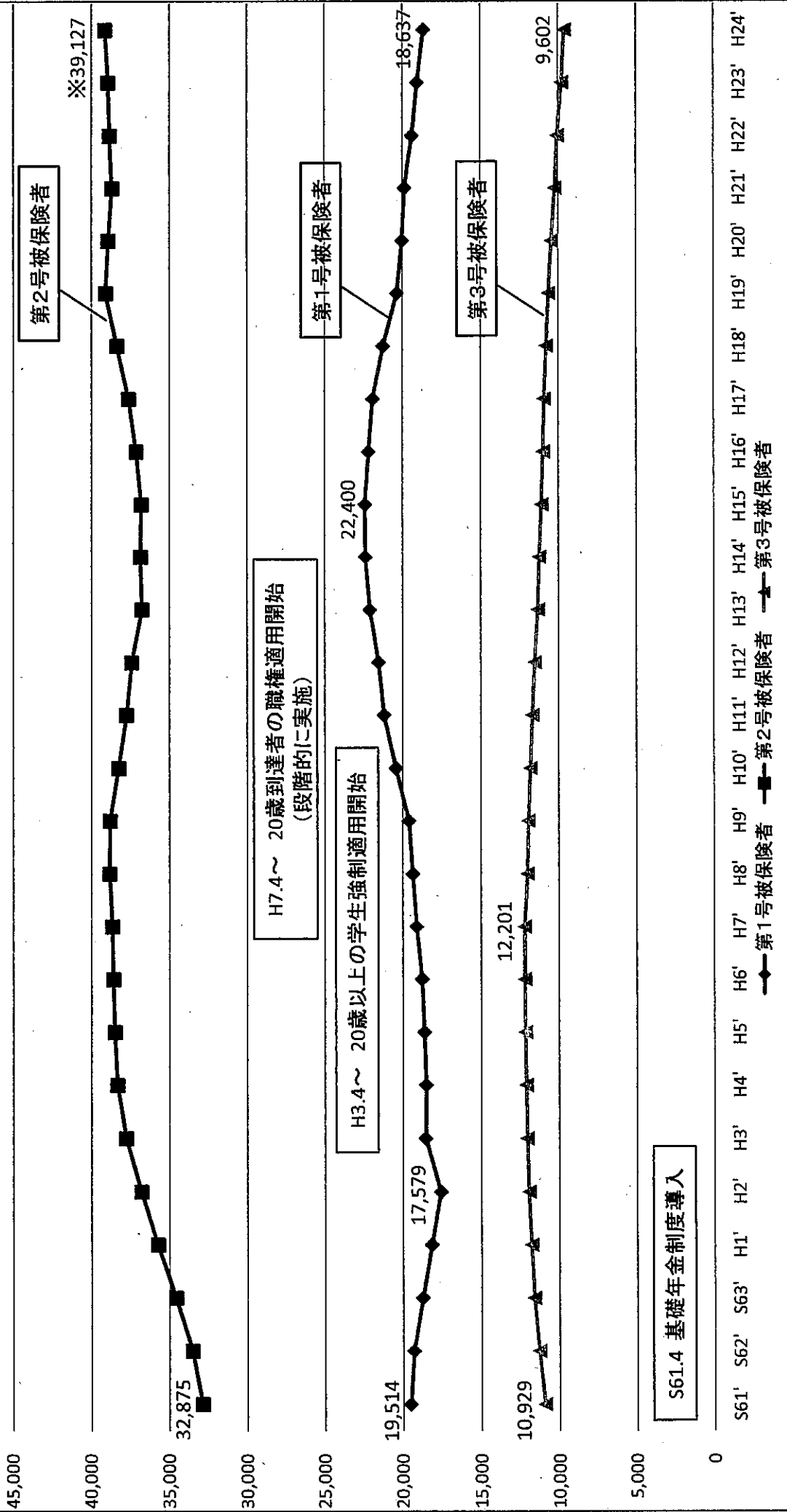


【昭和60年改正後】



国民年金の被保険者数の推移

(年度末現在、単位：千人)



※ 共済組合の加入者数を平成23年度末実績とした場合の暫定値である。

<第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%
平成23年調査	14.4%	7.8%	7.7%	28.3%	38.9%	3.1%

※注1：平成17年以前の調査については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年では含まれる。また、平成23年調査については、調査年の3月末時点の就業状況が回答されるように明記したため、単純に比較はできない。

※注2：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

※注3：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額 (平均)		②第1号被保険者本人の総所得金額 (平均)	
	総数	納付者	総数	納付者
平成14年調査	484万円	554万円	416万円	166万円
平成17年調査	434万円	505万円	323万円	158万円
平成20年調査	469万円	555万円	342万円	178万円
平成23年調査	403万円	493万円	295万円	152万円

※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：調査年の前年の所得である。(例…平成23年調査→平成22年の所得)

※注3：平成14年調査の「1号期間滞納者」の欄については、当該調査における「未納者」の数値を記載している。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

<1号期間滞納者の国民年金保険料を納付しない理由 (主要回答) >

	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受ける要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	厚生労働省・日本年金機構が信用できない(社会保険料が信用できない)	厚生労働省・日本年金機構が信用できない(社会保険料が信用できない)	うっかり忘れていた、後でまとめて払おうと思った	その他
平成14年調査	64.5%	2.0%	0.9%	9.3%	—	4.7%	18.6%	
平成17年調査	65.6%	3.8%	0.7%	14.8%	7.0%	1.1%	7.0%	
平成20年調査	64.2%	5.3%	1.5%	14.3%	7.0%	2.1%	5.7%	
平成23年調査	74.1%	2.2%	1.2%	10.1%	3.2%	4.0%	5.2%	

※注1：回答不詳以外の者に対する割合である。なお、四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

※注2：平成14年調査においては、「未納者」の国民年金保険料を納付しない理由(主要回答)である。

※注3：平成14年調査の「その他」には、「学生であり、親に負担をかけたくない」が3.5%含まれている。

※注4：平成23年調査は岩手県、宮城県及び福島県を除いている。

国民年金保険料について

○ 国民年金保険料は所得等に関わらず1人1月定額(平成25年度:15,040円)とされている。

※ 保険料額は、平成16年の制度改正により、平成29年度まで毎年280円づつ引き上げられ、最終的に16,900円で固定されることとなっている。(実際に賦課される保険料額は、平成16年度の価格の額に、賦課される時点までの賃金上昇率を乗じて定められる。)

- 保険料の納付義務者は、被用者年金の被保険者及びその配偶者を除く日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての者(第1号被保険者:自営業者、農林漁業者、短時間労働者、無職、学生など)。
- 被保険者の属する世帯の世帯主及び配偶者は連帯して納付義務を負う。

【保険料の納付】

- 次のいずれかの方法により納付。
 - ①納付書(金融機関、コンビニで取扱い)
 - ②口座振替
 - ③クレジットカード
- 納付書及び口座振替による納付には、一定期間(1ヶ月、6ヶ月、1年、2年(H26.4～))の保険料をまとめて納付することにより、保険料が割引となる「前納制度」がある。
(例)1年前納(口座振替)→割引額(年額):3,780円(平成25年度)

【保険料の免除】

- 生活保護法の生活扶助・障害年金受給者は、届出により保険料が免除となる。〔法定免除〕
- 本人及び配偶者、世帯主の前年所得が基準以下である場合は、本人の申請により、保険料の全額、4分の3、2分の1又は4分の1の納付が免除される。〔申請免除〕
- 30歳未満の若年者、学生などで所得のない者は、本人の申請により、保険料が猶予される。
〔若年者納付猶予・学生納付特例〕

※ 市町村から所得情報入手し、免除や猶予に該当すると考えられる未納者に申請等の勧奨を実施。

国民年金保険料の変遷

保険料を納付する月分	定 額		付加保険料	半額免除 (H14.4~)	4分の1納付 (H18.7~)	4分の3納付 (H18.7~)
	35歳未満	35歳以上				
昭和36年4月~昭和41年12月	¥100	¥150	/			
昭和42年1月~昭和43年12月	¥200	¥250				
昭和44年1月~昭和45年6月	¥250	¥300				
昭和45年7月~昭和47年6月		¥450	¥350(10月から)			
昭和47年7月~昭和48年12月		¥550	¥350			
昭和49年1月~昭和49年12月		¥900	¥400			
昭和50年1月~昭和51年3月		¥1,100	¥400			
昭和51年4月~昭和52年3月		¥1,400	¥400			
昭和52年4月~昭和53年3月		¥2,200	¥400			
昭和53年4月~昭和54年3月		¥2,730	¥400			
昭和54年4月~昭和55年3月		¥3,300	¥400			
昭和55年4月~昭和56年3月		¥3,770	¥400			
昭和56年4月~昭和57年3月		¥4,500	¥400			
昭和57年4月~昭和58年3月		¥5,220	¥400			
昭和58年4月~昭和59年3月		¥5,830	¥400			
昭和59年4月~昭和60年3月		¥6,220	¥400			
昭和60年4月~昭和61年3月		¥6,740	¥400			
昭和61年4月~昭和62年3月		¥7,100	¥400			
昭和62年4月~昭和63年3月		¥7,400	¥400			
昭和63年4月~平成元年3月		¥7,700	¥400			
平成元年4月~平成2年3月		¥8,000	¥400			
平成2年4月~平成3年3月		¥8,400	¥400			
平成3年4月~平成4年3月		¥9,000	¥400			
平成4年4月~平成5年3月		¥9,700	¥400			
平成5年4月~平成6年3月		¥10,500	¥400			
平成6年4月~平成7年3月		¥11,100	¥400			
平成7年4月~平成8年3月		¥11,700	¥400			
平成8年4月~平成9年3月		¥12,300	¥400			
平成9年4月~平成10年3月		¥12,800	¥400			
平成10年4月~平成11年3月	¥13,300		¥400			
平成11年4月~平成12年3月		¥400				
平成12年4月~平成13年3月		¥400				
平成13年4月~平成14年3月		¥400				
平成14年4月~平成15年3月		¥400				
平成15年4月~平成16年3月		¥400				
平成16年4月~平成17年3月		¥400				
平成17年4月~平成18年3月		¥13,580	¥400	¥6,650		
平成18年4月~平成19年3月	¥13,860	¥400	¥6,790	¥6,930	¥3,470	¥10,400
平成19年4月~平成20年3月	¥14,100	¥400	¥7,050	¥3,530	¥10,580	
平成20年4月~平成21年3月	¥14,410	¥400	¥7,210	¥3,600	¥10,810	
平成21年4月~平成22年3月	¥14,660	¥400	¥7,330	¥3,670	¥11,000	
平成22年4月~平成23年3月	¥15,100	¥400	¥7,550	¥3,780	¥11,330	
平成23年4月~平成24年3月	¥15,020	¥400	¥7,510	¥3,760	¥11,270	
平成24年4月~平成25年3月	¥14,980	¥400	¥7,490	¥3,750	¥11,240	
平成25年4月~平成26年3月	¥15,040	¥400	¥7,520	¥3,760	¥11,280	

国民年金保険料免除・納付猶予制度等の概要

○ 国民年金保険料の申請免除制度は、保険料を納付することが経済的に困難な第1号被保険者の年金権確保のために、被保険者からの申請に基づいて、保険料の納付義務を免除するものである。

○ 申請免除の種類

① 申請免除(学生以外)

- ☆A欄の金額以下 → 全額免除
- ☆B欄の金額以下 → 4分の3免除
- ☆C欄の金額以下 → 半額免除
- ☆高齢年金給付の際に国庫負担分の年金が受けられる。
(一部免除の場合、免除されなかった残余の保険料を納付したときに限る。)

② 学生納付特例制度

- ☆本人の所得のみに応じて納付を猶予する。
- ☆高齢年金給付への反映なし。
- ☆C欄の金額以下の者

③ 若年者納付猶予

- ☆本人・配偶者の所得に応じて納付を猶予する。
- ☆30歳未満限定。
- ☆高齢年金給付への反映なし。
- ☆平成17年4月から平成27年6月までの約10年間の時限措置

○ 法定免除

障害基礎年金の受給者、生活保護法による生活扶助を受ける者等は、保険料(全額)の納付が申請に基づかず免除される。

平成25年度の所得基準(めやす)

世帯構成	A B C D			
	全額免除 若年者猶予	3/4免除	半額免除 学生特例	1/4免除
4人世帯 (夫婦+子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※B欄からD欄の金額は基準額の目安であり、控除額により変動する。
 ※所得額だけではなく天災や失業による特例がある。

免除・納付猶予制度の利用状況(推移)

(年度末現在、単位:万人)

	第1号被保険者										任意加入 被保険者 (※)			
	第1号被 保険者(任 意加入含 む)					(再掲) 全額免除者						(再掲) 一部免除者		
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	法定 免除者	申請 全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付 猶予者	申請3/4 免除者		申請半額 免除者	申請1/4 免除者	
	2,001	1,985	1,938	1,904	1,864	114	204	165	37	27	17	8	35	
	1,966	1,951	1,904	1,872	1,834	120	215	163	37	25	16	7	34	
	521	535	551	568	587	126	221	166	38	24	14	6	34	
	1,966	1,951	1,904	1,872	1,834	131	230	169	39	25	14	6	33	
	1,966	1,951	1,904	1,872	1,834	134	239	172	42	26	15	7	29	

※ 任意加入被保険者とは以下に掲げる者である。

- ① 日本国内に住所有する20歳以上60歳未満の者であって、被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者
- ② 日本国内に住所有する60歳以上65歳未満の者
- ③ 日本国籍があつて外国に居住している20歳以上65歳未満の者
- ④ 昭和41年4月1日以前生まれであつて、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない70歳未満の者

国民年金保険料の後納制度について

○ 無年金・低年金となることを防止する等の観点から、徴収時効の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、一定期間に係るものについて本人の希望により保険料納付を行うことを可能とする（平成24年10月から3年間の時限措置として実施）。

対象保険料：2年間の徴収時効が経過した国民年金保険料

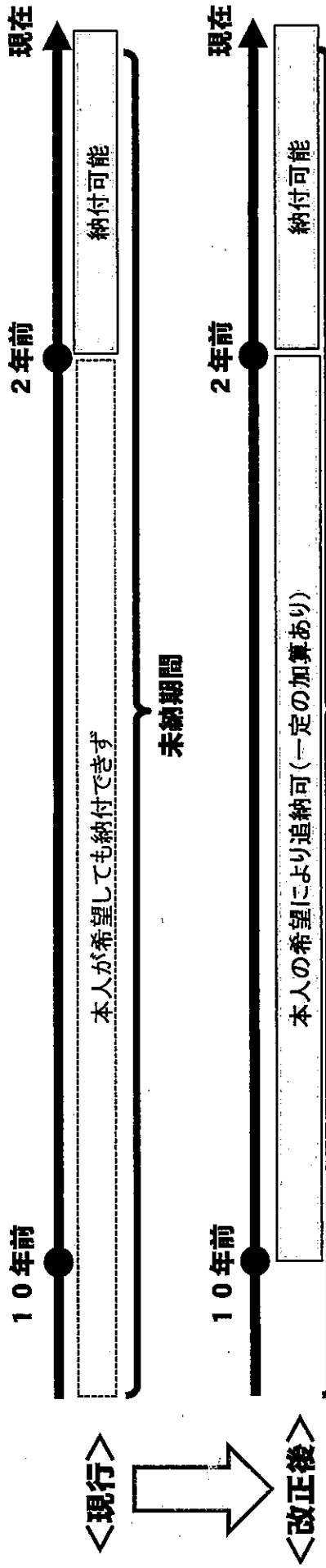
（強制加入期間中の未納・未加入期間、任意加入中の未納期間が対象）

対象者：過去の未納期間を有する者（受給権者を除く）

納付期限：保険料納付期限から10年間

保険料額：当時の保険料額に、前年に発行された10年国債の表面利率の平均等を基礎とした率を加算した額

（現行の保険料免除期間に対する追納保険料額と同様に設定。）



本制度の対象者

- ① 65歳未満の方のうち、
 - ・ 本制度により年金額を増やせる方 : 最大約 1,600万人
 - ・ 年金受給を早められる方(任意加入の方) : 最大約 70万人
 - ・ 将来無年金にならずにすむ方 : 最大約 40万人
- ② 65歳以上の無年金者のうち、
 - ・ 本制度によりすぐに年金を受給できる方 : 最大約 2千人
 - ・ 任意加入と合わせれば年金を受給できる方 : 最大約 6千人

平成24年度の納付状況等について

(1) 公的年金制度全体の状況

- 公的年金加入対象者全体でみると、約95%の者が保険料を納付。(免除及び納付猶予を含む)
- 未納者(注1)は約296万人、未加入者(注2)は約9万人。(公的年金加入対象者の約5%)

《公的年金加入者の状況(平成24年度末)》

6,746万人

公的年金加入者 6,737万人			
第1号被保険者 (注3) 1,864万人	第2号被保険者等 3,913万人		(注3) 第3号被保険者 960万人
	厚生年金保険 (注3) 3,472万人	共済組合 (注4) 441万人	
免除者 373万人 学特・猶予者 214万人	保険料納付者		

未納者 296万人 (注1) } 305万人
未加入者 9万人 (注2)

- 注1) 未納者とは、24か月(平成23年4月～25年3月)の保険料が未納となっている者。
 2) 従来は公的年金加入状況等調査の結果を踏まえた数値を掲記していたが、平成19年度及び平成22年度に未加入者の調査を実施しなかったため、平成16年度までの結果に基づき線形按分した平成19年度の数値を仮置きしている。
 3) 平成25年3月末現在。第1号被保険者には、任意加入被保険者(29万人)が含まれている。
 4) 平成24年3月末現在。
 5) 上記の数値は、それぞれ四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。
 6) 平成25年3月末現在、第2号被保険者、第3号被保険者である者の中には、平成23年4月～25年3月の間に第1号被保険者であった者で未納期間を有するものが含まれている。

(2) 国民年金保険料の納付状況

平成24年度の国民年金保険料の納付率等について

①平成22年度の最終納付率は64.5%

(平成22年度末と比較して+5.2ポイント)
(平成24年度末時点)

②平成24年度の現年度納付率は59.0%

(対前年度比+0.3ポイント)

納付率の推移

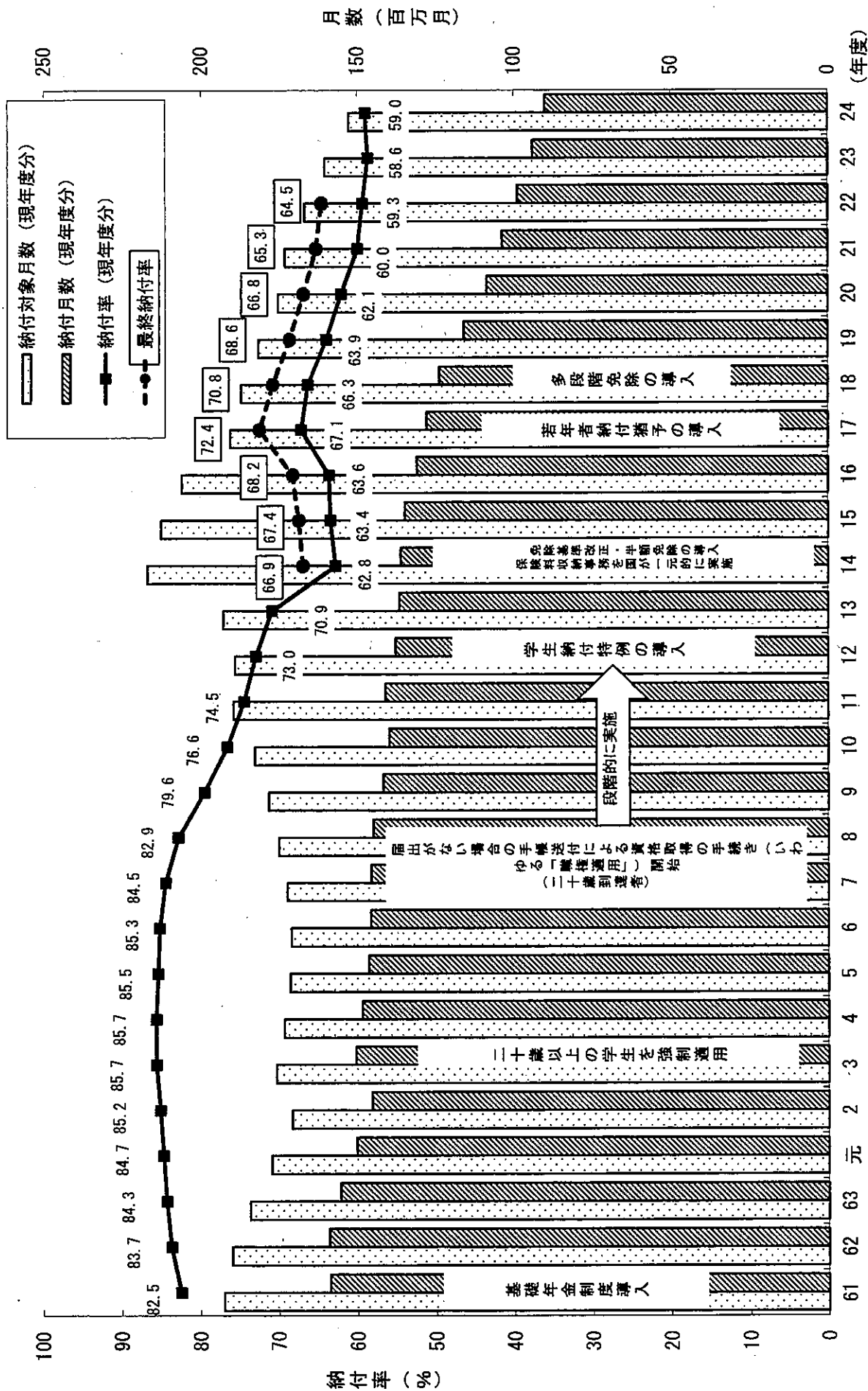
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
19年度分 保険料	63.9%	66.7%	68.6%			
20年度分 保険料		62.1%	65.0%	66.8%		
21年度分 保険料			60.0%	63.2%	65.3%	
22年度分 保険料				59.3%	62.2%	64.5%
23年度分 保険料					58.6%	62.6%
24年度分 保険料						59.0%

※ 最終納付率は、平成22年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

$$\text{現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

〔「納付対象月数」とは、当該年度の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。〕

国民年金保険料の納付率等の推移



(注) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
 （口座振替率）
 22年度末 23年度末 24年度
 36% → 36% → 35%
 500万人 475万人 451万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- クレジットカード納付の導入（H20.2～）
 （利用状況）
 22年度 23年度 24年度
 103万件 → 118万件 → 126万件
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
 （利用状況）
 22年度 23年度 24年度
 1,164万件 → 1,223万件 → 1,316万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
 （利用状況）
 22年度 23年度 24年度
 41万件 → 40万件 → 41万件
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.1.1～）

未納者

市町村からの所得情報（平成24年11月現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

文書
 H22年度 2,574万件
 H23年度 2,579万件
 H24年度 4,517万件

電話
 H22年度 2,587万件
 H23年度 4,060万件
 H24年度 5,260万件

戸別訪問（面談）
 H22年度 314万件
 H23年度 465万件
 H24年度 576万件

度量なる督促
 にも応じない

強制徴収の実施

	22年度	23年度	24年度
最終催告状	24,232件	30,045件	68,974件
督促状	10,583件	17,615件	34,046件
財産差押	3,379件	5,012件	6,208件

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
 ・督促状、財産差押の件数は、平成25年3月末現在

・質の向上
 ・効率化

← 効率化により強制徴収へ要員をシフト

○市場化デリストによる外部委託（H17.10～達成目標設定）

（実施対象事務所数）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
35か所	35か所	95か所	185か所	312か所	312か所	312か所	312か所
255万件	255万件	621万件	1,669万件	2,431万件	3,436万件	5,227万件	6,500万件

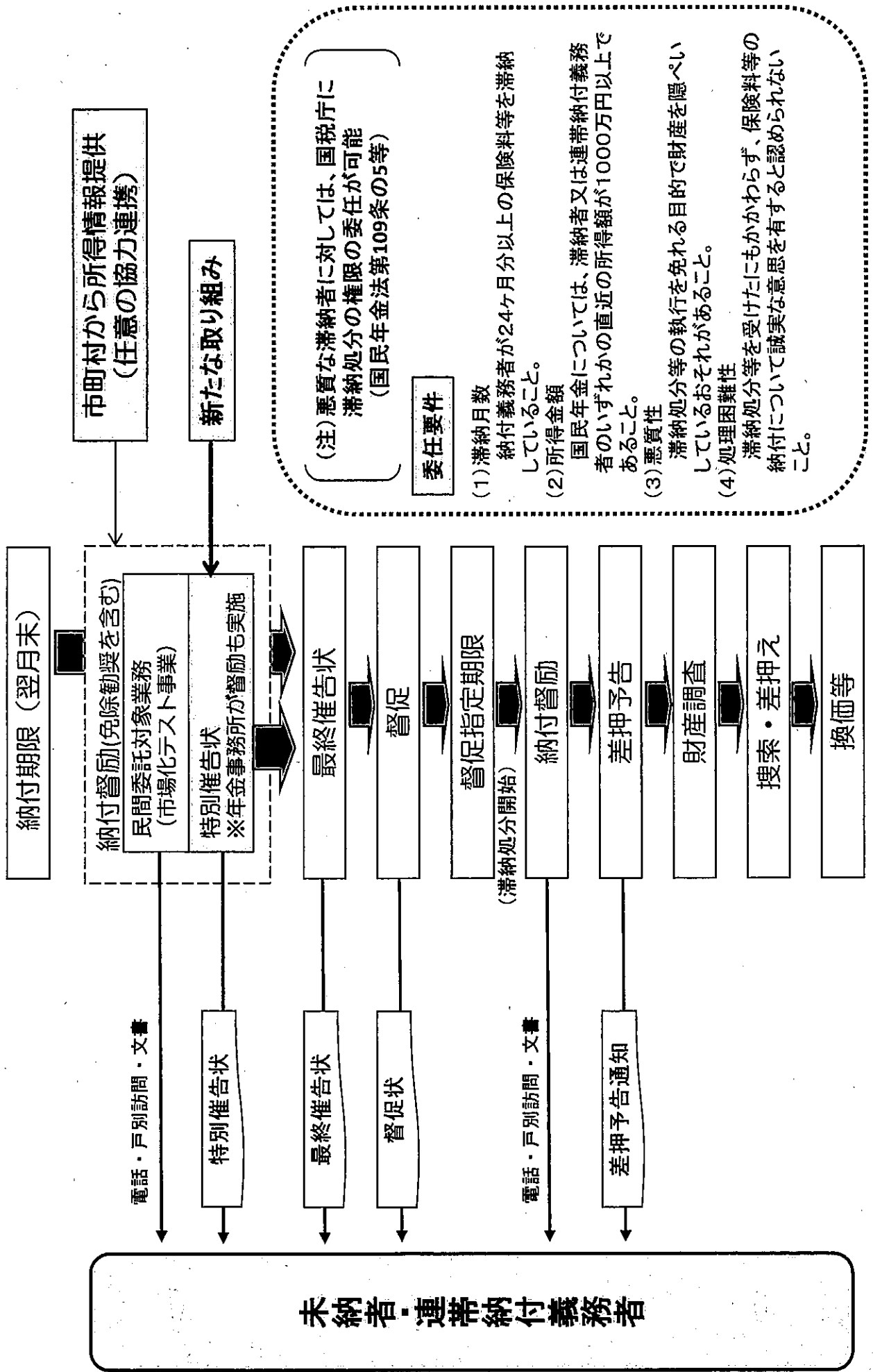
免除等の周知・勸奨

- 免除や学生納付特例（学生との保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組）を周知・勸奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。
- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続賞与確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

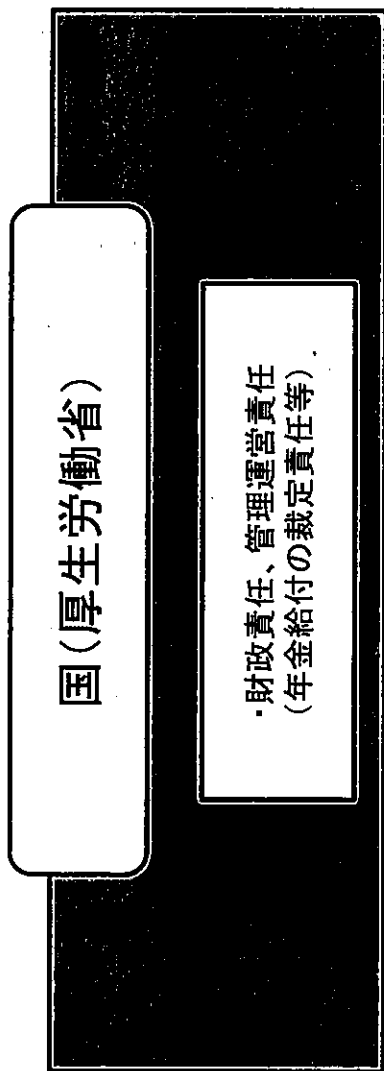
年金（社会保険）事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

普及・啓発活動等
 ○ 学生等に対し年金制度の意義等に関する理解の促進
 ○ ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

国民年金保険料未納者に対する対応

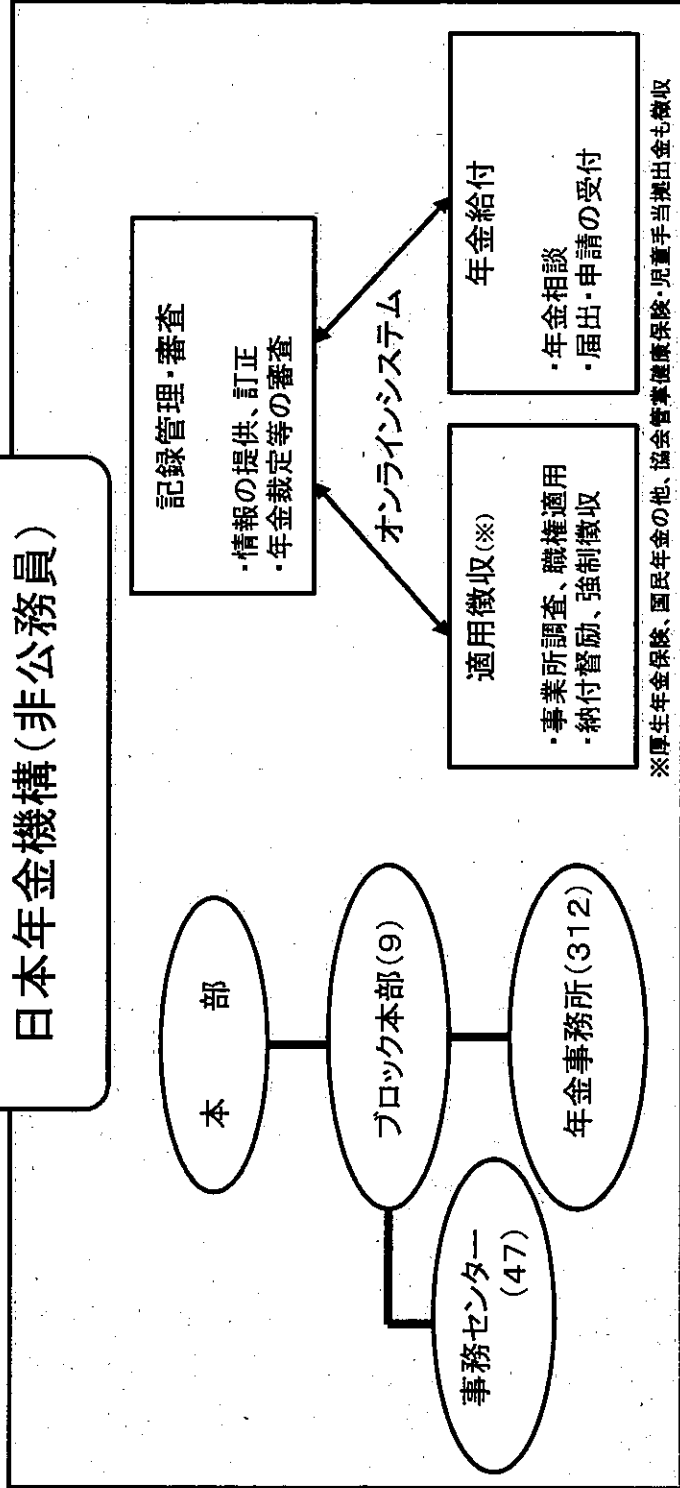


年金業務の実施体制

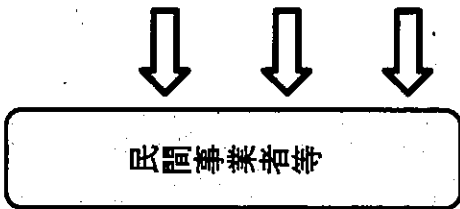
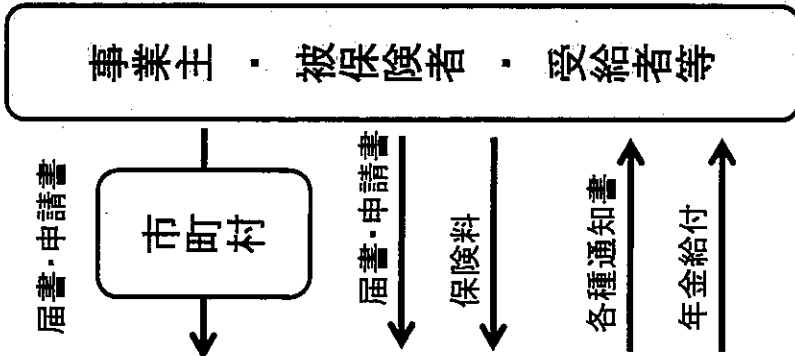


一連の業務運営を委任・委託
↓
監督

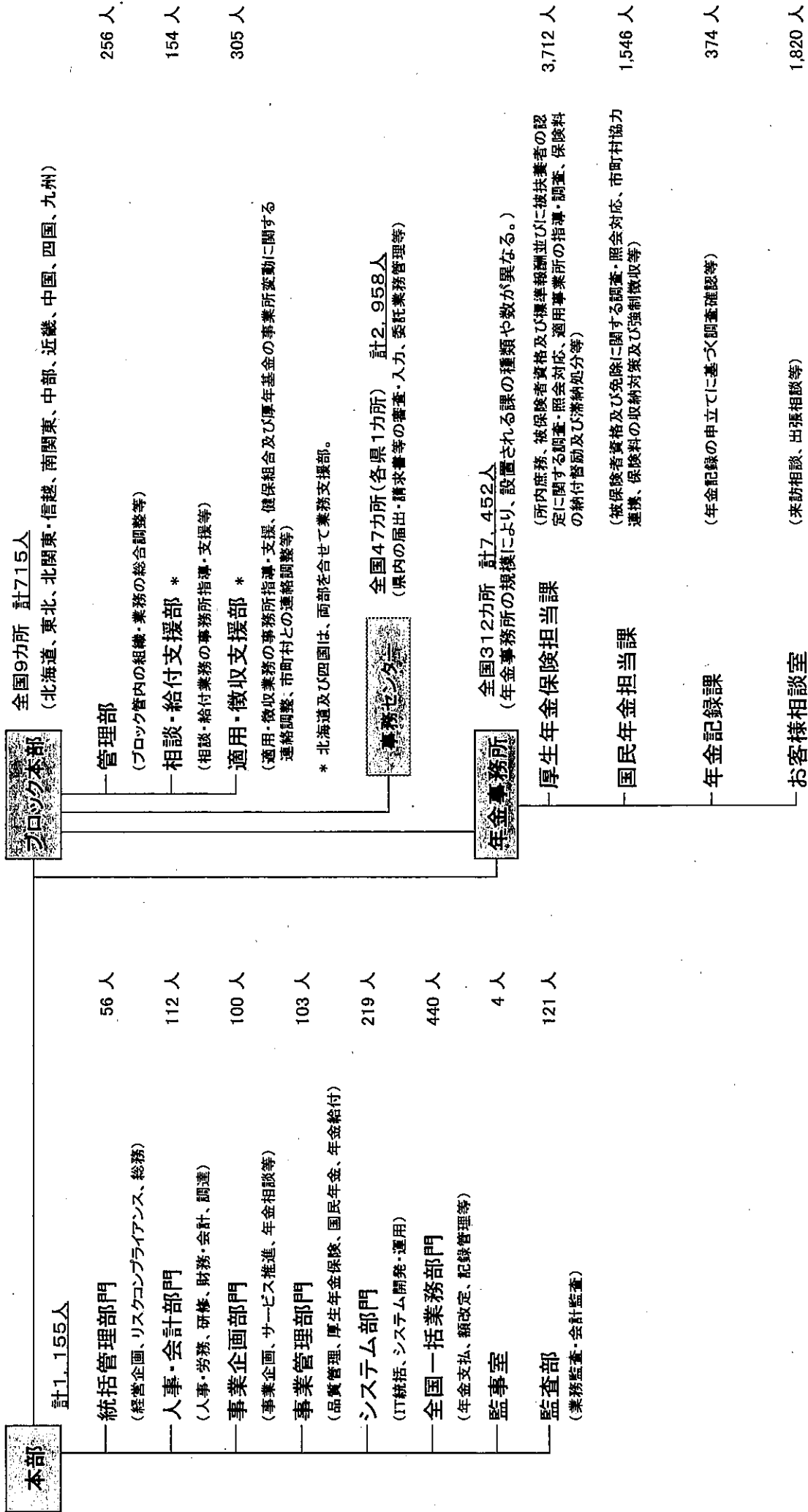
日本年金機構(非公務員)



※厚生年金保険、国民年金の他、協会管理健康保険・児童手当拠出金も徴収



日本年金機構の組織

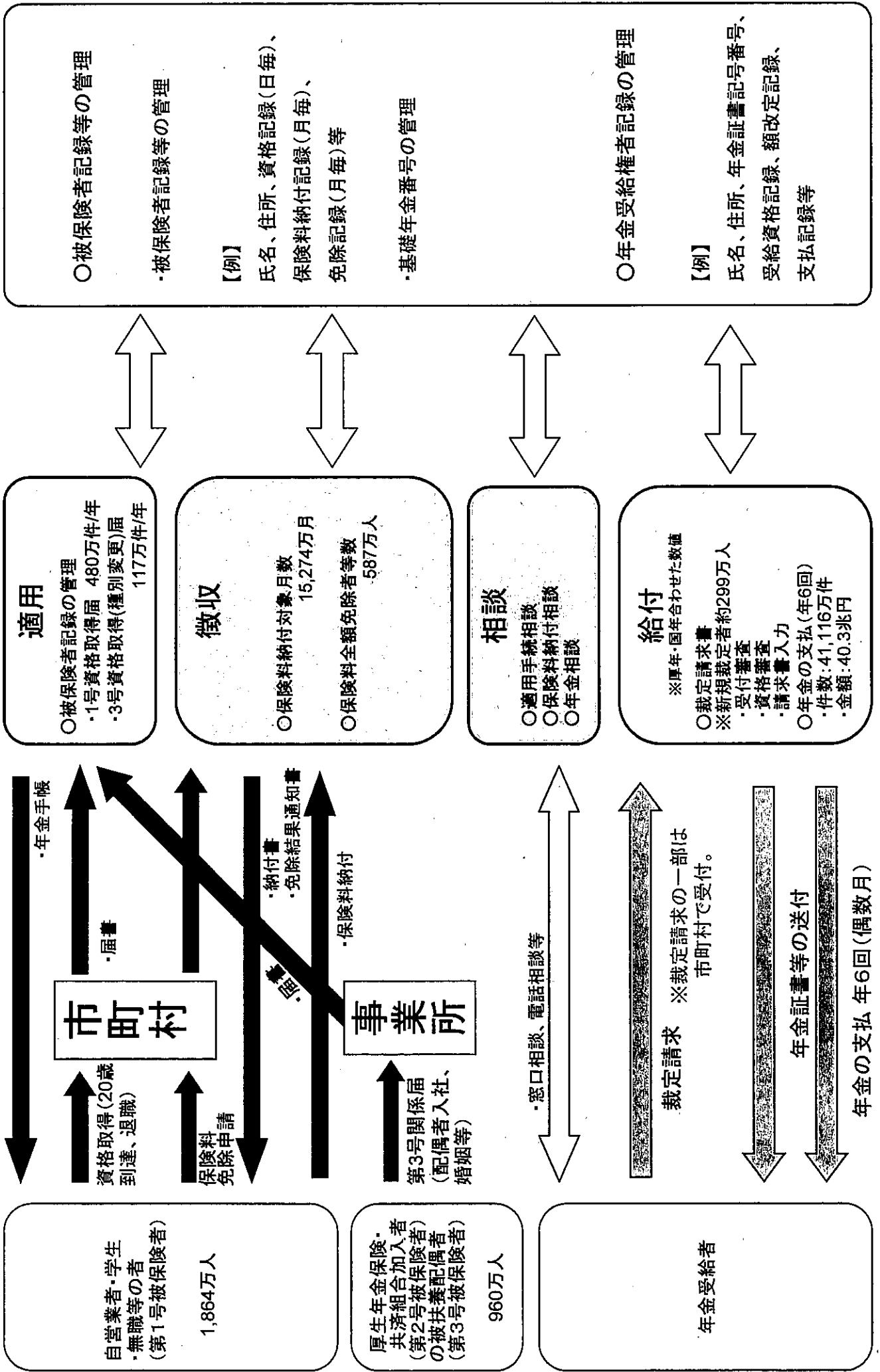


注 上記合計12,280人(平成24年10月現在の正規・准職員の定員)。准職員は、正規職員と同等の業務に従事する有期雇用の職員。

※1 このほか、年金記録問題対応のため特別に措置された准職員(3,630人)を配置。

※2 正規・准職員のほかに、特定の業務に従事する有期雇用の特定業務契約職員及び補助的な業務に従事する有期雇用のアシスタント契約職員がいる。

国民年金の適用・徴収・年金給付業務フロー



※数値は全て平成24年度分

法定受託事務の主な内容

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者(第2・3号被保険者を除く。)の資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法12①・105、国令1の2】
2. 任意加入(高齢任意加入を含む。以下同じ。)及び資格喪失の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法附則5、改正法附則(平6)11①⑤・(平16)23、国令1の2】
3. 任意脱退の承認申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国法10、国令1の2】
4. 年金手帳の再交付申請書を受理し、厚生労働大臣に報告すること。	【国令1の2】
5. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法90・90の2・90の3・改正法附則(平16)19、国令10の2】
6. 付加保険料納付・辞退の届出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法87の2、国令1の2】
7. 受給権者からの第1号被保険者期間(任意加入期間を含む)のみの老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	【国法16、国令10の2】
8. 第1号被保険者(任意加入及び高齢任意加入を含む)及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	【国法105、国令1の2】

注) 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿(戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等)により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

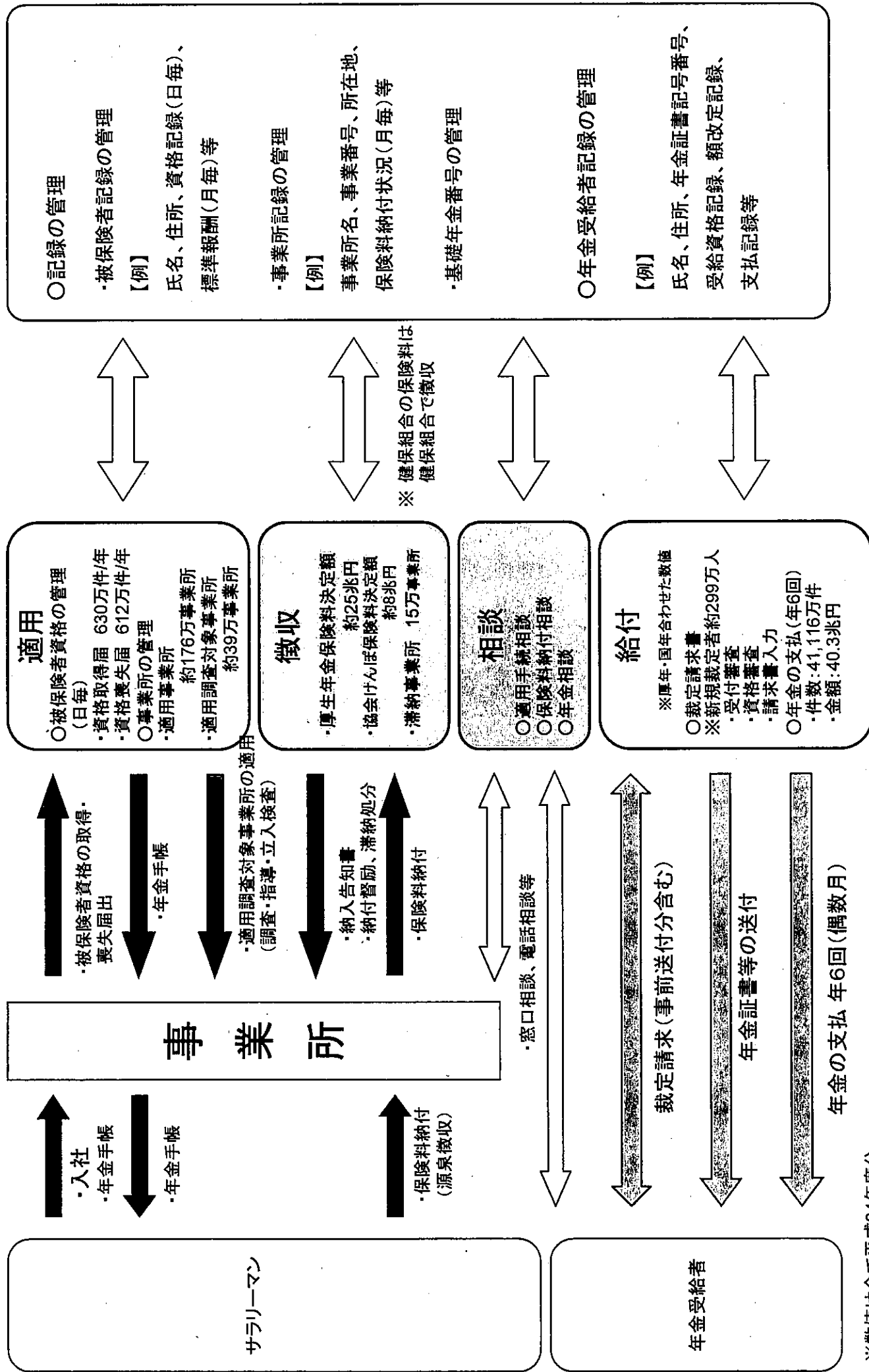
(参考)国民年金事務に関する役割分担の見直し

地方分権推進委員会第3次勧告（平成9年9月2日 地方分権推進委員会）を踏まえ、地方分権推進一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号））により整理されたもの。

	適用関係				保険料徴収関係		記録管理関係		年金給付関係		
	1号の届書の受理	3号の届書の受理	年金手帳の交付	現年度保険料	過年度保険料	市町村 (被保険者名簿)	市町村 (国民年金原簿)	1号期間のみ有する者の裁定請求	3号期間を有する者の裁定請求	年金証書交付	年金支払
～H12.3.31 (市町村の事務は機関委任事務)	市町村	市町村	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	市町村	社会保険庁
H12.4.1 ～H14.3.31 (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	市町村	社会保険事務所	市町村	社会保険事務所	市町村 (被保険者名簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	市町村	社会保険事務所	社会保険庁
H14.4.1～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁 (国民年金原簿)	社会保険庁 (国民年金原簿)	市町村	社会保険事務所	社会保険事務所	社会保険庁
H22.1.1※～ (市町村の事務は法定受託事務)	市町村	年金事務所	事務センター	年金事務所	年金事務所	日本年金機構 (国民年金原簿)	日本年金機構 (国民年金原簿)	市町村	年金事務所	事務センター	日本年金機構

※平成22年1月1日以降、社会保険庁及び社会保険事務所は、日本年金機構に移行。

厚生年金等の適用・徴収・年金給付業務フロー



厚生年金等の適用・徴収の状況

- 平成24年度末時点の適用事業所数は175.8万事業所、適用調査対象事業所数は38.8万事業所である。
- 平成24年度の厚生年金保険料の収納率は98.1%である。(※過年度分を含む)

適用状況の推移

	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
適用事業所数	事業所	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964	1,748,578	1,745,027	1,758,192
被保険者数	人	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319
適用調査対象事業所数	事業所	97,427	100,470	103,247	111,990	107,935	246,165	387,840

(年度末現在)

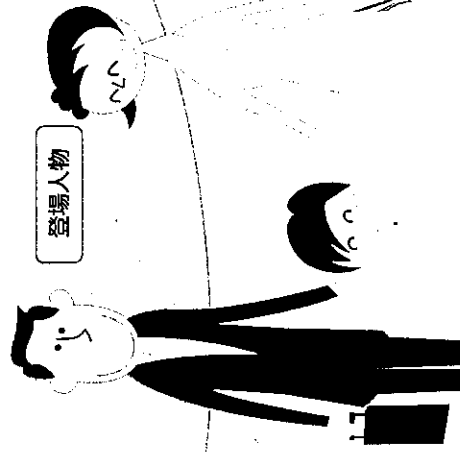
保険料収納率等の推移

指標名	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
保険料決定額 (過年度分を含む) ①	厚生年金保険	212,612	222,672	230,627	226,940	232,430	239,581	246,116
	協会管掌健康保険	67,752	69,251	68,052	65,480	74,985	76,722	81,192
	船員保険	670	659	655	596	387	378	374
保険料収納額 (過年度分を含む) ②	厚生年金保険	209,834	219,690	226,905	222,409	227,253	234,699	241,549
	協会管掌健康保険	66,403	67,759	66,181	63,194	72,243	74,074	78,653
	船員保険	621	615	611	551	344	341	340
保険料収納率 ②/①	厚生年金保険	98.7	98.7	98.4	98.0	97.8	98.0	98.1
	協会管掌健康保険	98.0	97.8	97.2	96.5	96.3	96.5	96.9
	船員保険	92.6	93.3	93.3	92.4	88.9	90.1	91.0

太郎・花子夫妻 年金でたどる人生行路

成人、就職、結婚、定年…。人生には、さまざまなきごとがあります。良いことばかりだけではなく、ときには思わぬアクシデントに遭遇することも。そうした人生の「転機」と大きくかかわっているのが年金です。ここでは、山盛り谷ありの人生を送る一組の夫婦をモデルにしながらいライフステージと年金との関係をご紹介していきます。

※年金の仕組みをわかりやすくお伝えするため、2人の人生に書かせてさまざまなできごとやアクシデントを想定しています。



登場人物

太郎さん
大学時代に身につけた英語のスキルを活かし、商社へ就職する。その後一大決心をして独立する。

花子くん
太郎・花子夫妻の自慢の一人息子。

花子さん
海外旅行先で、太郎と運命の出会い。結婚後はベストパートナーとして、太郎を支える。

スタート

太郎18歳 大学入学

得意な英語を究めたいと英文学科へ入学。さらに英会話サークルへも入部。もちろん当時は年金のことは何もわかっていない状態。

太郎20歳 国民年金加入

両親に教えられ、太郎も市役所の国民年金担当窓口で加入手続きを行う。

Q. 学生の間、支払いを滞りすることはできる?

A. はい。所得のない学生に対して、本人の申請によって保険料の納付が滞りされる「学生納付特別制度」があります。未納と異なり特例を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間に算入されません。

Q. 就職しなかった場合は、どうなるの?

A. 無職の方は、引き続き「第1号被保険者」となるので、国民年金の保険料の納付が必要となります。保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が免除できる制度があります。免除に該当しない方で30歳未満の方は保険料の納付が滞りされる「若年者納付猶予制度」(申請期間は平成27年6月まで)が利用できます。

厚生年金保険に加入

厚生年金保険は、厚生年金保険が適用されている事業所に勤め、70歳未満であれば本人の意志に関係なく加入することになります。厚生年金保険の加入手続は、本人ではなく事業主が行いますので、新卒で入社した太郎も、自分で手続きする必要はありません。なお、この場合、太郎は「第2号被保険者」となります。

太郎23歳 就職

語学力を活かしたいと、商社の営業としてサラリーマン人生をスタート。海外赴任が夢である。

国民年金への任意加入期間

日本国籍を持つ方が海外で居住する場合、国民年金への加入義務はありませんが、将来の年金額を増やしたい場合、20歳以上65歳未満の方は任意加入ができます(任意加入期間には保険料を納める必要があります)。

太郎21歳 海外留学

憧れのイギリスで、1年間みっちり語学力を身につける。

国民年金は全員加入が原則

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。自営業者ならびに農業や漁業などに従事している方、学生といった、国民年金の保険料を自分で支払う必要のある方を「第1号被保険者」といいます。

花子18歳 就職

高校卒業後、メーカーの事務職として勤務。

厚生年金保険に加入

20歳未満であっても、厚生年金保険が適用されている事業所に勤めていれば、厚生年金保険に加入することになります。

太郎26歳 憧れの海外赴任へ

ついに夢を達成。ニューヨークの支店で3年間、バイヤーとして活躍する。

社会保障協定

日本の本社から海外の支社に転勤する場合などは、基本的に日本と転勤先の国の年金制度に二重に加入しなければなりません。しかし、日本と社会保障協定を締結している国の場合、日本の年金制度のみ加入到、保険料の二重負担を避けることができます。また、日本の年金加入期間と、相手国の年金加入期間を定めておき、年金を受け取るために必要な期間を満たした場合には、納めた保険料に応じて年金がもらえらるようになります。

- 相手国へ転勤するなどの期間が5年以内と見込まれる場合に認められます。5年を超える場合は、相手国の年金制度のみに入ります。
- イギリス・韓国以外の協定締結国の年金制度に加入している場合は認められません。

協定締結国: ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、ポロニア、スペイン、アイルランド(2011年8月締結)

専業主婦になり、「第3号被保険者」に

配偶者の扶養家族となった段階で、「第3号被保険者」となります。第3号被保険者になるには、配偶者の勤務する会社を通じて届出をすることが必要です。第3号被保険者として認められると、国民年金の保険料を納める必要はありません。

花子29歳 退職

11年間勤めた企業を円満退職。専業主婦としての人生をスタート。

花子28歳 復職

育児休業期間は保険料免除

「第2号被保険者」が会社の育児休業制度を利用する場合、その期間の保険料は事業主、本人ともに免除となります。

結婚3年後 長男誕生

すがすがしい青年に成長してほしいという思いを込め、「壺太」と命名。3人での暮らしがスタート。花子は会社の育児休業制度を利用。

帰国後 太郎29歳&花子24歳 結婚

花子21歳 海外旅行中、太郎と出会う



花子33歳 1日4時間のアルバイトを始める(年収100万円)

壺太の小学校入学を機に、近所のスーパーに勤め始める。

被保険者の種別は「第3号被保険者」のまま

花子のように年収が130万円未満の場合は、「第3号被保険者」のままです。この段階では保険料を支払う必要はありません。年収130万円以上の場合、「第1号被保険者」となり、国民年金の保険料を支払う必要があります。この場合は、市区町村での手続きが必要で、※勤務時間により、厚生年金保険に加入しなければならぬ場合もあります。

※被保険者には、3つの種類があります。

- 第1号被保険者 自営業者、農業や漁業に従事している方、学生など、国民年金の保険料を自分で納付する必要がある20歳以上60歳未満の人
- 第2号被保険者 ●第2号被保険者 会社などに勤め、厚生年金保険や共済組合に加入している人
- 第3号被保険者 ●第3号被保険者 厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者によって扶養されている20歳以上60歳未満の人

Q. 万一、離婚してしまった場合は?

A. 平成19年4月1日以後に離婚をし、一定の条件を満たした場合、婚姻期間中の厚生年金保険の標準報酬を当事者間で分割することが可能です。老齢厚生年金等の年金額は、分割後の記録に基づいて計算されます。(内容の異なる2つの制度があります)

離婚の危機!

脱サラをめぐって、ある日大げんか。それでもじつくり話し合っって円満に解決。

太郎45歳 退職して動作和食店を開業!

料理の趣味が高じて、創作和食店を開業。得意の語学を生かして、外国人観光客にも人気。

夫婦ともに「第1号被保険者」へ

太郎は「第2号被保険者(サラリーマン)」から、花子は「第3号被保険者」から、ともに「第1号被保険者」になります。市区町村での手続きが必要です。

壺太が成人

父の志を受け継ぎ、料理の道に入りたという壺太。国民年金にも加入し、大人の仲間入り。

壺太 国民年金加入

花子51歳 壺太が交通事故!

花子の必死の看病もあり、3か月後無事退院。

花子60歳 現役社員続行

ベテランスタッフとして会社に貢献したいと、これまで以上に熱心に仕事に取り組み毎日。

花子46歳 会社員として再就職

20代に経験した事務職として職場復帰。厚生年金保険に再加入。

花子45歳 壺太18歳で1歳基礎年金の受給開始!

遺族基礎年金の受給期間は、子である壺太が18歳となった後の3月31日までとなります。

年金を受け取る手続き

60歳になった花子は、老齢厚生年金を受け取るための手続き(年金の請求)を行いました。ただし、花子は、厚生年金保険に加入し、働き続けているため、給料と年金額の合計が一定額以上あると年金の一部または全部の支払いが停止されます。この仕組みを「在職老齢年金」といいます。また、花子は、遺族厚生年金を受け取っているため、老齢厚生年金の手続きの際、老齢年金と遺族年金のどちらを受け取るか選択する手続きをあわせて行います。

花子65歳 退職、そして年金の手続き

壺太一家との同居を機に、現役をリタイアすることにしました。

65歳になったときの請求手続き

60歳代前半の老齢厚生年金を受けている方が65歳になるときは、「国民年金・厚生年金保険老齢給付年金請求書」が届きます。65歳から受給したい方は、必要事項を記入して日本年金機構へ提出する必要がある場合があります。



保険料免除申請

突然夫を失った花子は収入が絶たれ、保険料を納めることが難しくなりました。このような場合、申請により保険料の納付が免除される制度を利用することが可能です。保険料を未納のままですと、将来「老齢基礎年金」などを受給できなくなる場合があります。

遺族年金の請求

家計を維持していた太郎が亡くなった後は、花子に遺族基礎年金と遺族厚生年金が支払われます。

太郎48歳 不慮の事故で急逝

太郎は高校生になった壺太と最愛の妻を残し、天国へ……。2人のお店も他人の手に……。悲しみに暮れる花子、でも泣いてばかりはいられない。

ゴール

花子70歳 壺太と嫁、孫の4人で楽しい年金生活

